

学校感染症の種類及び出校停止期間

	疾患名	出校停止期間
第一種	エボラ出血熱	完全に治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）	
	痘瘡	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	ポリオ	
中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る）		
第二種	インフルエンザ ※鳥インフルエンザを除く	発症後5日経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮下するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで
	流行性角結膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	急性出血性結膜炎	
	腸チフス	
	パラチフス	
	その他伝染病	
<p>*この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがある。 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、 感染性胃腸炎、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）、帯状疱疹、EBウイルス感 染症、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、インフルエンザ菌（Hib）感染症</p>		